新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新座市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応 する改正後部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(職員)

### 第30条 [略]

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とする。
  - (1) · (2) [略]
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人
- 3 [略]

(職員)

# 第32条 [略]

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
  - (1) · (2) 「略]
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人
- 3 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

## 第45条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。 ただし、一の保育所型事業所内保育事業所に つき2人を下回ることはできない。 (職員)

#### 第30条 [略]

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とする。
  - (1) · (2) [略]
- (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人
- 3 [略]

(職員)

# 第32条 [略]

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
  - (1) · (2) 「略]
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人(法第6条の3第10項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人
- 3 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

# 第45条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。 ただし、一の保育所型事業所内保育事業所に つき2人を下回ることはできない。

- (1) · (2) 「略]
- (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人
- 3 「略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

#### 第48条 「略]

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を 加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育 士とする。
  - (1) · (2) [略]
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人
- 3 [略]

- (1) · (2) 「略]
- (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人
- 3 「略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

#### 第48条 「略]

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を 加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育 士とする。
  - (1) · (2) 「略]
  - (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人
- 3 「略]

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。